

**令和7年度
京都市賃貸住宅における備付家電の
買換え・省エネ促進事業補助金
手引き**

申請受付期間：令和7年5月1日（木）～令和7年12月26日（金）

申請受付時間：午前10時～午後6時（土・日・祝を除く）

※なお、予算上限に達した時点で、新規受付を終了します。

＜申請窓口＞

名 称：公益財団法人日本賃貸住宅管理協会京都府支部
所 在 地：〒600-8492 京都市下京区月鉾町62
住友生命京都ビル8階 株式会社グッドライフ内
電話番号：075-211-4774
メールアドレス：eco-kyoto@jpm.jp

1 補助対象事業期間

- 補助対象事業は、申請受付期間中（令和7年5月1日（木）～令和7年12月26日（金））に申請され、事業着工日が補助金交付決定日以降のものであり、事業完了日が令和8年2月14日（土）までの事業です。

2 補助金

- 1戸当たりの補助率及び補助金額は、以下のとおり、予算の範囲内で交付します。
なお、補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

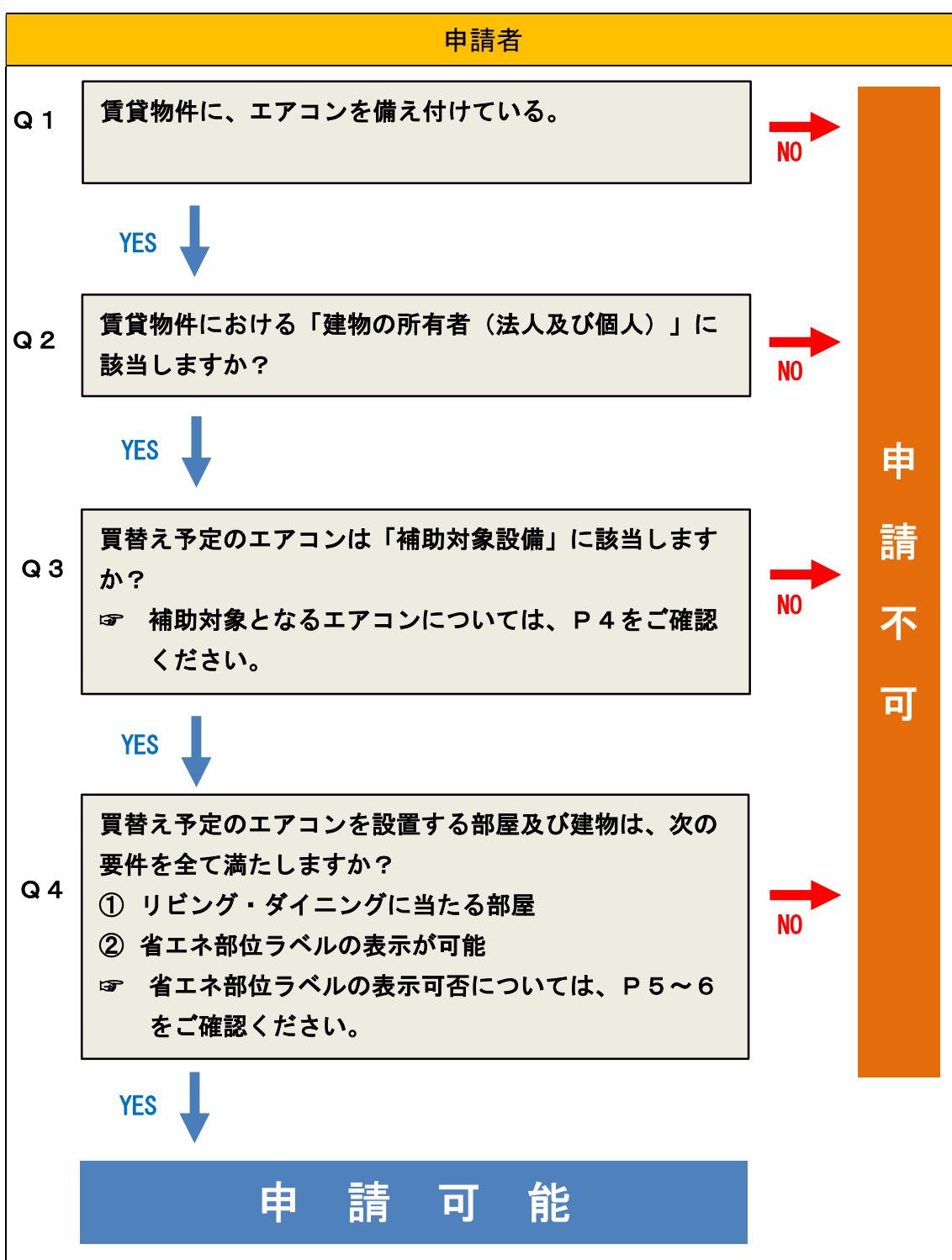
補 助 率	補助対象経費の1／3以内
補 助 金 額	上限5万円

- 補助対象経費は、次のとおりです。

項目*	工事例
補助対象設備の購入費	—
補助対象機器の据付工事費	据付、配管工事、電気工事等
関連機器費用	配線、ダクト工事等
その他経費	解体費用、廃棄物処理費用等

*補助対象経費は、消費税を除いた額になります。

3 補助対象の要件



4 補助金交付の対象となる設備

- 補助対象設備は、「統一省エネラベル」の省エネ性マークが緑色の設備（達成率100%以上）です。



(例) 統一省エネラベル

<参考>

- 省エネ基準達成率は、以下サイトで、型番を入力し、製品検索を行うことでも確認ができます。
➤資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」
<https://seihinjyoho.go.jp/search.html?cat=エアコン&ty=2027>

<留意事項>

- 省エネ部位ラベルの表示項目『空調設備』の要件は、補助対象設備の要件（2027年度を目標年度とする省エネ基準の達成率が100%以上）とは異なりますのでご注意ください。詳しくは、P 6の参考を確認してください。

5 省エネ部位ラベルの表示

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づき、国において、「建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度」が2024年4月から開始され、新築住宅等を対象に「省エネ性能ラベル」の表示が努力義務化されました。また、2024年11月には、省エネ性能の把握・推定が困難な既存住宅を対象に「省エネ部位ラベル」の表示が始まっています。

補助対象事業の実施に当たっては、「省エネ部位ラベル」を発行するとともに、入居者募集の際の各種広告等に掲載してください。



省エネ部位ラベル

<表示項目・要件>

- 必須項目である『窓』と『給湯器』のいずれか一つ以上が、表示の要件を満たしている場合に省エネ部位ラベルが発行できます。

① 窓

リビング・ダイニングの全ての窓のサッシとガラスの仕様が下記のいずれかに該当する場合。なお、その他居室も下記の仕様を満たす場合は併せて表示ができます。

- サッシの仕様：アルミ製サッシ、アルミ樹脂製サッシ、樹脂製サッシ、木製サッシ
- ガラスの仕様：二層複層ガラス、三層複層ガラス、真空ガラス

② 納入品

納入品が下記のいずれかに該当する場合。なお、複数納入品を設置している場合はいずれか一つを表示してください。

エコジョーズ、エコフィール、エネファーム、電気ヒートポンプ給湯器、ハイブリッド給湯器

- 任意項目として、その他の部位（外壁、玄関ドア、節湯水栓、高断熱浴槽、空調設備、太陽光発電、太陽熱利用）の表示項目の要件を満たすものについては、省エネ部位ラベルに表示ができます。

<広告掲載>

- インターネット広告等の掲載媒体に省エネ部位ラベルを掲載してください。なお、広告を行わない場合は、賃貸しようとする者への情報提供用の資料（営業活動で使用される建築物の概要資料等）に掲載してください。

<参考>

- 省エネ部位ラベルの発行は、次のサイトから行ってください。
➢省エネ部位ラベル作成プログラム ((一社)住宅性能評価・表示協会)
<https://shoenebulabel.hyoukakyukai.or.jp/>
- 省エネ部位ラベルの表示要件や広告掲載方法等は、次のサイトで確認してください。
➢建築物省エネ法に基づく省エネ性能表示制度事業者向け概要資料（省エネ部位ラベル解説版）
https://www.mlit.go.jp/shoene-label/files/pl_guide_line_pdf_nohin_1023.pdf
※ 省エネ部位ラベルの表示項目『空調設備』の要件は、補助対象設備の要件（2027年度を目標年度とする省エネ基準の達成率が100%以上）とは異なりますのでご注意ください。省エネ部位ラベルの空調設備の要件は、同概要資料5-7で確認してください。
- 省エネ部位ラベルの発行の必須項目である、窓の複層ガラス化（内窓含む）又は高効率給湯器の設置については、国において補助制度を実施していますので、併せてご活用ください。
➢先進的窓リノベ2025事業
<https://window-renovation2025.env.go.jp/>

➤賃貸集合給湯省エネ2025事業

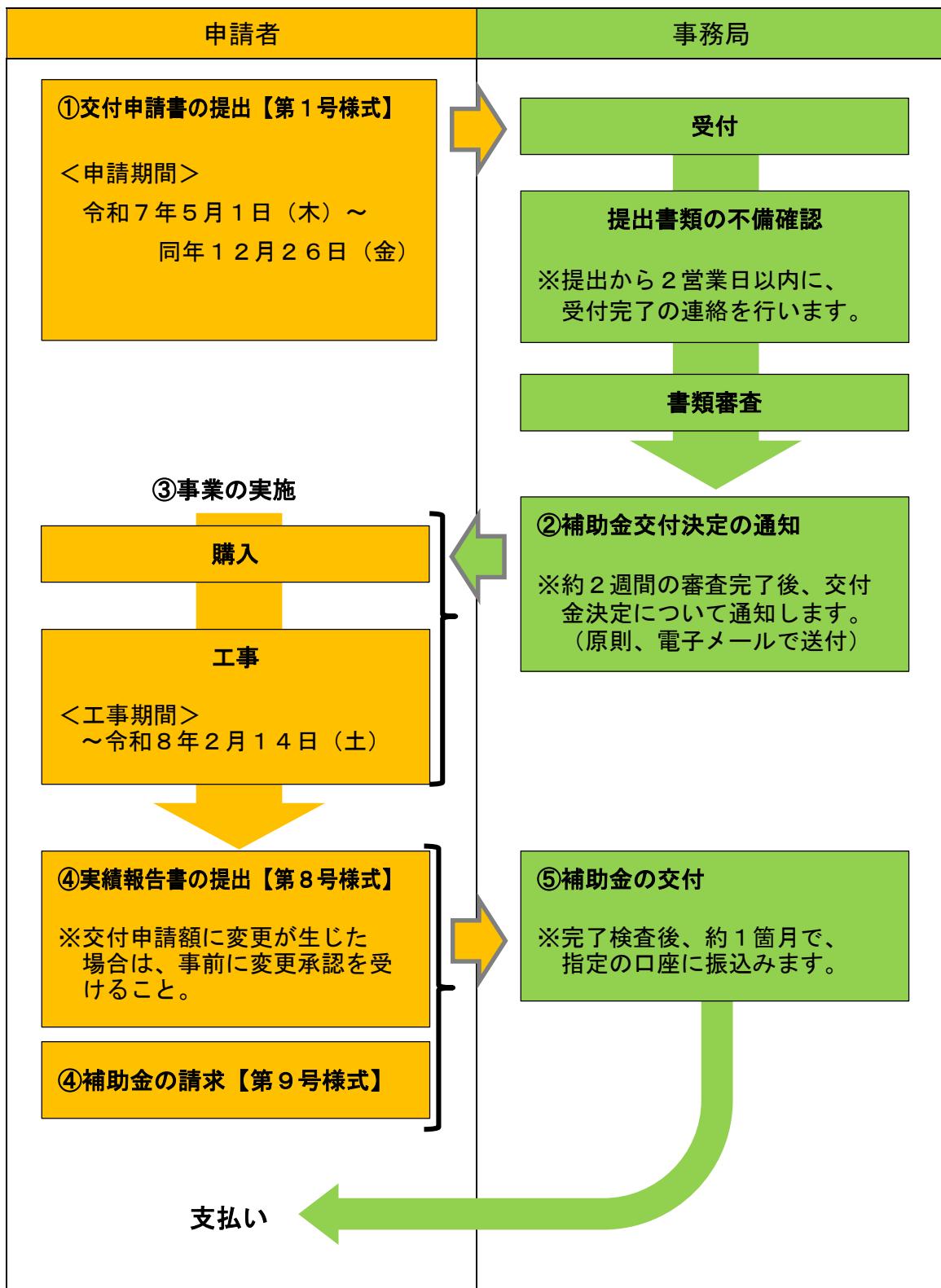
<https://chintai-shoene2025.meti.go.jp/>

➤既存住宅の断熱リフォーム支援事業（※）

<https://www.heco-hojo.jp/danref/>

※「集合住宅(個別)」区分を活用し空調設備を補助対象とする場合は、本補助金との併用可否について事前にご相談ください。

6 手続きの流れ



① 交付申請書の提出

- 次の表に掲げる書類を添えて申請してください。申請は、原則、メールで申請してください（申請者には、申請窓口から2営業日以内に書類不備の確認を完了した旨の連絡を行いますが、連絡がない場合には、申請窓口までお問い合わせください）。

提出書類（様式等）	補足
交付申請書（第1号様式）	—
賃貸住宅の位置図	➢補助対象設備を設置する賃貸住宅の場所がわかるよう、その周辺を示した地図
補助対象設備を設置する部屋がわかる平面図	➢住戸の間取り及び補助対象設備の設置箇所がわかる平面図（1棟で、複数の住戸に補助対象設備を設置し、部屋の間取りや設置箇所が同じ場合は、1枚の平面図で可（ただし、平面図にその旨がわかる記載をすること））
補助対象経費の内訳が確認できるもの（見積書等）	➢次の項目が確認できる見積書など <ul style="list-style-type: none">既存エアコンの撤去・処分（家電リサイクル等）及び補助対象設備の購入・設置の経費及び設置台数設置する賃貸住宅の所在及び設置する住戸（部屋番号など）
購入製品型番、購入店舗が確認できる書類	➢見積書で確認できる場合は不要
交換前の空調機器の写真	➢交換前のエアコンの設置状況（室内及び室外）と製品型番がわかる写真（ただし、型番の表示がわからない場合は、その旨を記載すること）
省エネ性能ラベルの画像データ	➢既に省エネ部位ラベル等のラベルを表示済みの場合は、その画像データを提出（ただし、表示していない場合、補助対象事業後に省エネ部位ラベルを表示する誓約書を交付申請書が兼ねていますので、確認すること）
その他必要と認める書類	（交付申請後に求める場合あり）

<申請受付期間>

令和7年5月1日（木）～令和7年12月26日（金）

※ 予算上限に達した時点で、申請受付を終了します。

② 補助金交付決定の通知

提出された交付申請書をもとに、書類不備の確認を完了したものから先着順に、当該申請に係る書類等の審査を行います。補助金を交付することが適当であると認めるとときは、補助金の交付額を決定し、各申請者宛てに通知します。なお、審査期間は、必要書類が揃ってから2週間程度です。

※ 次のことを御理解の上、交付申請を行ってください。

- (1) 補助金は予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも、交付申請額どおりにならない場合があります。
- (2) 審査の途中経過及び審査結果についてのお問い合わせには、一切応じられません。
- (3) 交付決定後は、原則として、補助対象となるエアコンの機種・型式等を申請書に記載いただいたものから変更することはできません。なお、変更についてやむを得ない理由がある場合に限っては、変更申請を行い、変更の承認を受けてください。
- (4) 補助金の交付決定後に、予算残額、採択件数等をホームページで公表します。

③ 事業の実施

申請者は、原則として、交付決定の通知後に補助対象事業に着手（請負契約又は売買契約の締結）してください。

(1) 補助対象事業の変更

- ・交付決定の通知後、次に掲げる事項について変更しようとする際は、変更・廃止承認申請書（第4号様式）に変更理由を記載して申請し、その承認を得る必要があります。

着手前に申請が必要なもの	着手後に申請が必要なもの
<ul style="list-style-type: none">・補助対象事業の内容の大幅な変更により補助額が変更・補助対象となる空調機器の機種・型式の変更	<ul style="list-style-type: none">・申請者の氏名又は住所の変更

- なお、この場合において、当該変更による申請金額の増額は認められません。また、事業着手後に「着手前に申請が必要となるもの」に該当する変更があった場合、交付決定を取り消す場合があります。

(2) 補助対象事業の廃止

補助対象事業を廃止しようとするときは、変更・廃止承認申請書（第4号様式）を申請してください。

④ 実績報告書の提出

- 申請者は、事業完了したときは、次の表に掲げる書類を添えて、原則、メールで提出してください（申請者には、申請窓口から2営業日以内に連絡しますが、連絡がない場合には、申請窓口までお問合せください）。

提出書類（様式等）	補足
実績報告書（第8号様式）	—
補助金交付請求書（第9号様式）	—
補助対象経費の内訳が確認できる書類（領収書、請求書等）	<p>➢「補助対象経費の内訳が確認できるもの」には、次の項目が記載されていること</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存空調機器の撤去・処分（家電リサイクル等）並びに補助対象設備の購入・設置の経費及び設置台数 設置する賃貸住宅の所在及び設置住戸（部屋番号など）
交換後の空調機器の写真（保証書の写し）	<p>➢交換後のエアコンの設置状況（室内及び室外）と製品型番がわかる写真（製品型番の箇所の撮影が困難な場合は、交換後のエアコンの全体写真と保証書の写し（写真）でも可）</p>
家電リサイクル券の写し	<p>➢既存エアコンを処分した場合に発行される家電リサイクル券の写し</p>
その他必要と認める書類	（交付申請後に求める場合あり）

＜提出受付期間＞

設置工事を完了した日から30日以内又は令和8年2月16日（月）のいずれか早い日

⑤ 補助金の交付

確認の完了又は完了検査において、補助対象事業が完了したと認められた場合、補助金交付請求書に記載された口座に補助金を振り込みます。

<留意事項>

- ・申請等は、担当者が確認した時点で受け付けたものとみなします。
- ・申請窓口において、申請書類等の写しの交付や返却は行いませんので、控えはご自身で用意ください。
- ・提出書類は、本事業に必要となる一連の業務のために利用し、申請者の秘密は保持します。